事案発生日	令和5年7月30日	
事業者名	青海島観光汽船株式会社	
船名	えんじぇる	
発出日	令和6年6月3日	
法令遅反寺 の概要	令和5年7月30日、青海島観光汽船株式会社の経営する一般旅客定期航路事業(青海島観光航路)において運航する旅客船「えんじぇる」が、山口県長門市青海島の島見門付近を航行中、浅瀬に乗り上げて自力離礁できず、航行不能となる事故が発生しました。これを受けて、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、事故発生後に執るべき海上保安官署への事故報告が行われていない等の安全管理規程違反が確認されました。	
	令和6年7月3日までに以下の是正措置を文書により報告すること。	
警告の内容	<ol> <li>安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内内部に徹底させるとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</li> <li>運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</li> </ol>	
	3. 運航管理者は、安全管理規程第44条及び第48条並びに事故処理基準第4条に基づき、 事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署にその概要及び事故 処理の状況を報告し助言を求めること。報告にあたっては、事故の状況について判明した ものから逐次報告すること。	
	4. 運航管理者は、安全管理規程第50条及び地震防災対策基準第18条に基づき、貴社単独で又は関係機関もしくは関係事業者と共同して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施すること。また、同規程第53条に基づき、安全教育を実施した場合及び船長から操練の実施報告を受けた場合は、その概要を記録簿に記録すること。	
	5. 内部監査を行う者は、安全管理規程第54条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年1回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。	
当該警告により付された違反点数 9点		9点
当該事業者に付された累積違反点数 9点		9点